

家計が急変した世帯 向け

佐賀県外の私立高等学校等の生徒の保護者等（佐賀県内在住）のみなさまへ 令和5年度 佐賀県私立高校生等奨学給付金（家計急変）手続きについて

制度概要

生徒の授業料以外の教育費に充てるための返済不要な給付金です

佐賀県では、私立高等学校等に在学する生徒の授業料以外の教育費負担を軽減するため、佐賀県内に在住する住民税所得割が非課税の世帯の保護者等に対し、「奨学給付金」を支給します。

通常は7月1日を基準に審査を行いますが、保護者等の失職等により収入が激減した世帯を対象とした支援を行います。

1 支給要件

次の要件をすべて満たしている者

- 私立高等学校等（＝就学支援金又は専攻科生徒への修学支援の支給対象校）の生徒の保護者等であること
- 家計急変により保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められること
- 保護者等が、佐賀県内に住所を有していること
- 児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではないこと

（注）支給には学校の種類に応じた上限回数があります。

2 支給額

支給額は、家計急変の時期、世帯の状況等によって異なります。

例）7月1日までに家計が急変した場合（年額を支給）

生徒の状況	支給額
第1子の高校生等※	137,600円
15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等※	152,000円
通信制	52,100円
専攻科	52,100円

※「第1子」と「第2子」の考え方とは、別紙「世帯構成パターン図」をご確認ください

（注）7月2日以降に家計急変の場合、支給額は家計急変の発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降の月数に応じて算定しますので、上表とは異なります。

1 提出書類

家計急変したことが分かる書類は、家計急変の発生事由により異なるため、申請をお考えの際は、事前に県にお問合せください。

書類　※申請書等の記入については、別紙「記入例」をご参考ください。

- 佐賀県私立高校生等奨学給付金支給申請書〔様式第1号〕
- 口座振替依頼書〔様式第4号〕
- 在学証明書〔様式第5号〕（※所定様式に学校が記載 押印必要）
- （専攻科のみ）個人対象要件証明書〔様式第16-1号〕（※所定様式に学校が記載 押印必要）
- 家計状況申立書〔様式17号〕

□家計急変したことが分かる書類

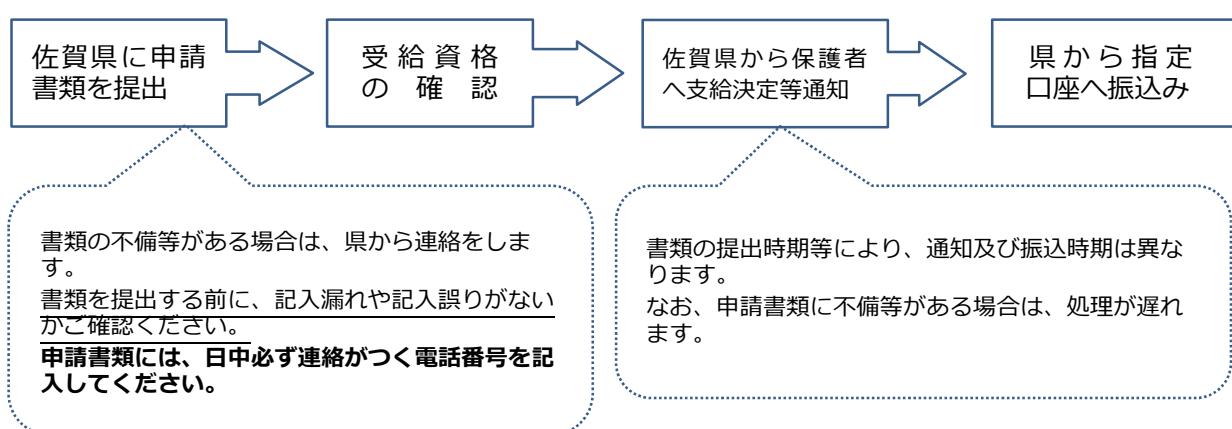
例)

- ①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
- ②（家計急変前）課税証明書の写し等
(家計急変後)会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
- ③扶養親族全員分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

状況により、下記のとおり徴することが考えられます。また、上記①～③以外の書類の提出をお願いすることがあります

- i) 失職した場合・・・①と③に掲げる書類
- ii) i) 以外の家計急変の場合・・・②と③に掲げる書類

2 支給の流れ



3 申 請 期 限

令和6年2月29日（木曜日）まで

- ※ 期限までの間、申請は隨時受け付けます。
- ※ 申請をお考えの際は、速やかに下記問合わせ先に必要書類等をお尋ねください。
- ※ 期限までに申請がない場合は、給付できないことがあります。

4 提 出 先

提出先住所 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59

佐賀県総務部法務私学課 私立中高・専修学校支援室（新館6階）宛

*個人番号を含む申請書類等を郵送される場合は、簡易書留でお願いします。

5 注 意 事 項

- 1 万一、事実と異なる内容の申請により、本来受け取ることができない給付金を受けた場合は、即時の返還と違約金が課せられます。
- 2 給付金は、生徒の教育費に使用してください。

問合せ先

申請等でご不明な点等ある場合は、下記へお問い合わせください

佐賀県総務部法務私学課私立中高・専修学校支援室

電話 0952-25-7464